

# 災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後には、  
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
  - ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

## 代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。  
保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

契約しないと  
帰ってくれないのかしら…。

無料で修理できるんですよ。  
お金はかかりません。

⚠ 公的機関のような事業者名を名のりすることもあるので注意。

工事はお任せください。

## こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

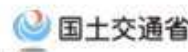
⚠ うその理由で保険金を請求することはできません。  
(詐欺に該当する場合があります。)

⚠ 実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも…。

◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）

- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりた保険金で対応できるという勧誘
- ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続きの代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9291）



【作成：令和2年8月】